

南信州広域連合議会
全 員 協 議 会

令和7年11月28日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 全員協議会会議録

令和7年11月28日（金） 午後2時00分 開議

1. 開会
2. 議長挨拶
3. 広域連合長挨拶
4. 報告・協議事項
 - (1) リニア中央新幹線について
 - (2) 災害廃棄物等の処理に関する基本協定の締結について
 - (3) 旧桐林クリーンセンター解体工事の進捗状況について
 - (4) 行政評価について
 - (5) 飯田広域消防本部から
 - (6) 令和8年南信州広域連合議会第1回定例会の日程案について
5. 閉会

全 員 協 議 会

令和7年11月28日

南信州広域連合事務局

南信州広域連合議会 全員協議会

日 時	令和7年11月28日（金） 午後2時00分～午後2時48分
場 所	エス・バード ホール
出席者	河本議員、唐澤議員、下平（貢）議員、佐藤議員、木下（忠）議員、村松議員、後藤議員、串原議員、石原議員、宮澤議員、熊谷（恒）議員、井原議員、太田議員、平松議員、河合議員、三浦議員、木下（啓）議員、加賀田議員、米山議員、佐々木議員、小平議員、宮脇議員、市瀬議員、関島議員、福澤議員、竹村議員、清水（勇）議員、下平（恒）議員、清水（優）議員、小林議員、古川議員、佐藤広域連合長、下平（喜）副広域連合長、北沢町長、壬生町長、勝野町長、熊谷（秀）村長、大久保村長、金田村長、清水村長、永嶺村長、横前村長、市瀬村長、熊谷（英）村長、高田副管理者、福岡会計管理者、吉川事務局長、滝沢事務局次長兼総務課長、乾事務局地域医療福祉連携課長、松下飯田環境センター事務長、下平消防長、新井消防次長兼総務課専門幹、熊谷消防次長兼総務課長、柄澤予防課長、山岸警防課長、縄通信指令課長、熊谷書記長、壬生事務局総務課広域振興係長、久保田事務局総務課庶務係、幾島事務局総務課庶務係、渡邊事務局総務課企画調整担当専門主査、原飯田環境センター事務長補佐兼管理係長兼桐林CC・RC管理担当専門技査

1. 開 会
2. 議長挨拶
3. 広域連合長挨拶
4. 報告・協議事項

No.	項 目 名	資料	頁
1	リニア中央新幹線について …資料による説明（吉川事務局長）	1	4
2	災害廃棄物等の処理に関する基本協定の締結について …資料による説明（松下飯田環境センター事務長）	2	4
3	旧桐林クリーンセンター解体工事の進捗状況について …資料による説明（松下飯田環境センター事務長）	3	6
4	行政評価について …資料による報告（小林総務産業委員長、下平医療福祉委員長、福沢消防環境委員長）	4	7
5	飯田広域消防本部から …資料による説明（下平消防長、柄澤予防課長、新井専門幹、山岸警防課長、縄通信指令課長）	5	10
6	令和8年南信州広域連合議会第1回定例会の日程案について …資料による説明（熊谷書記長）	6	14

5. 閉 会

1. 開 会

午後2時00分

(竹村議長) ただいまから、全員協議会を開催いたします。

2. 議長挨拶及び3. 広域連合長挨拶

(竹村議長) 本会議に続いての会議でございますので、議長あいさつは割愛させていただきます。次に広域連合長、よろしいですか。はい、ありがとうございます。

4. 報告・協議事項

(1) リニア中央新幹線について

(竹村議長) それでは、協議事項に移ります。

初めに、「リニア中央新幹線について」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

吉川事務局長。

(吉川事務局長) それでは、(1)「リニア中央新幹線について」、御説明申し上げます。資料ナンバー1を御覧ください。

8月の全員協議会以降のリニア中央新幹線に関する主な動きでございますが、9月26日に阿部知事とJR東海の丹羽社長とのトップ会談が開催されました。お手元の資料は、その概要を県がまとめたものでございます。

当日は、リニア中央新幹線建設促進長野県協議会からの要望書を手交しております。要望書の内容は、8月22日の全員協議会としてお配りいたしました、8月6日の協議会決議と同様の内容となっております。

阿部知事からは、要望書の項目のうち、早期開業・開業時期の明確化、工事の安全確保、環境影響の回避、地域振興への積極的な取組、長野県駅への停車本数などについて発言があり、それぞれJR東海 丹羽社長から回答があったところでございます。詳細は、資料を御覧いただきたいと存じます。

また、資料はお配りしてございませんけれども、10月29日にJR東海から品川・名古屋間の総工事費が11兆円と、従来の額から4兆円ほど増額となる見通しであるとの発表がございました。既にマスコミ報道等で御承知のことと存じますけれども、増額の理由は、物価等高騰への影響、難工事への対応、仕様の深度化であるとの説明でございました。広域連合会議においてJR東海の担当者に確認いたしましたところ、今回の総工事費の増額に関連しての工期の変更はないとの御説明がございました。

以上、報告とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

(竹村議長) 説明が終わりました。御質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

(竹村議長) なければ、説明のございました「リニア中央新幹線について」は、聞きおくこといたします。

(2) 災害廃棄物等の処理に関する基本協定の締結について

(竹村議長) 次に、「災害廃棄物等の処理に関する基本協定の締結について」を議題といたします。執行機関側の説明を求めます。

松下飯田環境センター事務長。

(松下飯田環境センター事務長) それでは、「災害廃棄物等の処理に関する基本協定の締結について」、御説明をいたします。資料ナンバー 2—1 を御覧ください。

まず、1 の趣旨・目的ですけれども、近年、台風や地震などの自然災害が頻発する中、災害時に発生する廃棄物の迅速かつ適正な処理体制の整備が喫緊の課題となっております。

今年6月に施行された「南信州広域連合災害廃棄物処理計画」では、災害等による施設停止に備え、可燃ごみやし尿の受入先の確保など、事前の対応策の検討と協定の締結を進めていく方針としております。また、平時から災害時のごみの受入れ体制を整備するとともに、さらなる対応策について継続的に検討を進める必要がございます。

2 の長野県内の自治体間で締結している災害時支援協定については、発災後は、長野県や関係市町村が提携しておる各種協定に基づきまして、関係主体と連携を図りながら、適正かつ円滑・迅速に災害時の廃棄物の処理を進める必要があります。現在、県内の自治体が締結している災害支援協定は、主に職員の派遣や物資の提供を中心とした内容となっており、広域連合として新たな協定の締結が必要であると考えております。

3 の今回新たに民間業者と協定を締結する理由としましては、県が締結している支援協定は、廃棄物の処理に関する直接的な支援体制は十分とは言えない状況で、特に令和元年の台風19号の際には、県内施設への対応が困難となり、県外での民間施設に処理を依頼せざるを得ない状況が生じています。こうした背景を踏まえ、平時から民間業者との協定を締結することにより、迅速な災害廃棄物の受入れ体制を構築することができます。

4 の協定を締結する相手方は、大栄環境株式会社、受入先は、三重中央開発株式会社になります。

受入先である三重中央開発株式会社はグループ企業の1つで、焼却炉や破碎選別施設、最終処分場を備えているため、廃棄物を一貫して処理することが可能となります。また、災害時にはグループ会社や提携企業と連携し、人員や車両、資材などの提供を受けることができます。さらに、全国に展開する自社施設を活用することで、広域的かつ迅速な対応が可能となります。

次のページをお開きください。

5 の選定理由としましては、災害廃棄物の受入れの実績が豊富で、初動対応の迅速化を図ることが可能となり、最大で災害廃棄物を1日200トンの受入れを確保することができること。そのほか、廃棄物の放置による悪臭や害虫、感染症などの二次災害を防ぎ、災害時でも滞りなく処理が行われることで、地域住民に安心感を提供することができます。

6 の県内における協定締結状況でございますけれども、記載の6広域などが大栄環境株式会社と協定を締結しております。

7 の主な協定内容でございますが、災害時の廃棄物の処理の撤去・運搬・処分などの支援を行い、平時からの情報共有や処理計画の策定支援を通じて連携体制を構築いたします。また、大栄環境グループの全国ネットワークと処理施設を活用することで、広域的かつ迅速な対応が可能となります。

8 のスケジュールでございますけれども、去る11月18日に開催の広域連合会議におきまして、協定締結について承認をいただいております。また、本日の広域連合会議

の全員協議会にて協定締結の報告を行った後、12月12日に協定締結式を行う予定でございます。

続きまして、資料の2-2を御覧ください。「災害廃棄物等の処理に関する基本協定書」の内容について御説明をいたします。

1枚おめくりいただきまして、まず、本協定書は、地震や風水害などの災害、または不測の事態により廃棄物の処理が困難となった場合に、南信州広域連合及び関係市町村が大栄環境株式会社に支援を要請し、円滑な処理を実現するための枠組みを定めております。

対象となる廃棄物は、災害によって発生した廃棄物や、処理施設が停止して処理できなくなった廃棄物などになります。

第3条では、協力体制と支援内容として、処理計画の策定支援、廃棄物の撤去、積込み、収集運搬及び処分、その他、必要な事業に関して協力を要請できるとしております。

また第4条では、大栄環境株式会社は、要請があったときは可能な限り協力するものとするとしております。また、法令を遵守し、生活環境への配慮、資源化に配慮した計画とすることを見込んでおります。

次のページになりますけれども、第5条では、連絡協議会を年1回以上開催し、災害の想定、手続き、廃棄物の種類・量、作業内容などを協議し、情報共有を図ることとしております。

第7条では、支援に要した費用は、協議により決定するものとしております。

また第8条は、他の市町村への支援にも対応できるよう柔軟性を持っておるということでございます。

第9条、第10条は、正当な理由なく協力を拒否した場合や、暴力団等の関係が認められた場合の協定の解除について。また、次のページになりますが、第11条では、有効期限と自動延長を規定しております。

第12条は、協定に定めのない事項についての規定となります。

この協定は、災害時の廃棄物処理を迅速かつ適切に行うための備えとしまして、自治体と民間企業が連携する重要な枠組みと捉えております。なお、この協定は広域連合及び関係市町村の連名により、協定を締結いたします。なお、根羽村は既に個別に協定を締結済みですので、13市町村となります。連名で協定を締結することによりまして、有事の際に各市町村単位でも対応が可能となり、市町村独自で既に締結している災害協定等と併用することで災害時の選択肢が広がり、より柔軟な対応が可能となります。

説明は、以上でございます。

(竹村議長)

説明が終わりました。

御質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

(竹村議長)

なければ、説明のございました「災害廃棄物等の処理に関する基本協定の締結について」は、聞きおくことといたします。

(3) 旧桐林クリーンセンター解体工事の進捗状況について

(竹村議長)

次に、「旧桐林クリーンセンター解体工事の進捗状況について」を議題といたします。執行機関側の説明を求めます。

松下飯田環境センター事務長。

(松下飯田環境センター事務長) それでは、資料ナンバー 3—1 を御覧ください。

「旧桐林クリーンセンター解体撤去工事の進捗状況について」でございます。

上段の①の写真 4 枚は、施設内の設備の解体及び撤去が完了した段階の写真でございます。床の清掃、それから洗浄などを行っているところでございます。

下段の②の写真 4 枚でございますが、6 月上旬に撮影した建屋の解体前の写真と、8 月から 9 月にかけての解体中の様子の写真になります。また、右下の写真を御覧いただきますと、これは直近の 11 月に撮影したものになりますけれども、この段階ではもう地上部の解体がほぼ完了していることが分かるかと思えます。地下の部分ですけれども、撤去がまだ残っておりまして、地上部の解体工事が全て完了した後に着手をする予定でございます。建屋の解体工事は、年末までの完了を目標に進めております。

次のページ、裏面を御覧ください。

③の写真につきましては、プラットフォームを散水しながら重機により解体をしている様子でございます。

また、④の写真は重機による作業が困難な箇所がございまして、そこを人力によって斫りや鉄筋の溶断作業を行っている様子となります。

また、⑤の写真 4 枚につきましては、竜丘地区の桐林区会の新役員の皆様による解体工事の現場視察の様子でございます。

資料ナンバー 3—2 を御覧ください。

こちらは 10 月 31 日現在の解体工事の工程表になります。

まず④のアスベストの除去工事、それから⑥のダイオキシン除染工事は既に完了しておりまして、管理区域の養生の撤去も終わっております。現在、建屋の解体工事を実施しておりまして、盛土工事に向けまして準備作業を進めておるとい段階でございます。引き続き、住民の安全・安心を第一に適切に管理を行いながら解体工事を進めてまいります。

説明は以上でございます。

(竹村議長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

(「なし」との声あり)

(竹村議長) なければ、説明のございました「旧桐林クリーンセンター解体工事の進捗状況について」は、聞きおくことといたします。

(4) 行政評価について

(竹村議長) 次に、「行政評価について」を議題といたします。

南信州広域連合後期基本計画の行政評価として、広域連合が担う 29 の事業について、執行機関側が評価した一次評価の妥当性や課題・方向性を、二次評価として所管する委員会で協議いただきました。

二次評価の協議結果を、各委員長から報告を願うことといたします。

なお、二次評価に関する質疑に対する答弁は、各委員長が答弁し、事務事業及び一次評価に関する質疑に対しては、執行機関側に答弁を願うこととなりますので御了承願います。

初めに、総務産業委員会の報告を求めます。

総務産業委員長、小林真一議員。

(小林総務産業委員長) 総務産業委員会の協議結果について報告いたします。

11月20日に委員会協議会を開催し、当委員会が所管する13の事業について協議した結果、12事業につきましては、執行機関が行った一次評価は妥当と評価いたしました。

「広域観光リニアプロジェクト推進事業」に関して、課題・方向性等について、資料ナンバー4の二次評価一覧のとおり、委員会として意見を付しております。

委員会協議会の中で出された主な質疑について御報告いたします。

まず、4ページの「民俗芸能保存継承プロジェクト事業」では、保存・継承の取組について、これまで各市町村の民俗芸能を1つずつ取上げ、記録映像の作成を進めてきたと理解しているが、今後はどう進めるのかとの質疑があり、これまで幾つかの記録作成について支援を行ってきた事例はあるが、協議会としての基本的な方針として、保存・継承に関する記録作成は、まずは各市町村が主体となって実施していただくこととしているとの答弁がありました。

さらに、次年度の課題に、南信州地域の民俗芸能の保存に取り組むとあるが、記録作成を市町村が行う場合、協議会として補助金等の支援はしないという理解でよいか。また、市町村が国、文科省などの支援制度を活用して取り組むという想定なのかとの質疑があり、協議会としては、取組方針にのっとった事業に対して予算を計上しており、記録、作成事業については、市町村等が主体で実施するという整理。記録作成を行う場合には、どの民俗芸能をどう保存していくかを市町村で判断し、必要な財源を確保して取り組んでいただくことになるとの答弁がありました。

次に、5ページの「南信州地域の高校の将来像の検討事業」では、阿南高校の動向について広域連合としてどう考えるのかとの質疑があり、県では新基準として、中山間地存立特定高校の制度を設け、対象校を存続させる方向。阿南高校は、この指定を目指していると聞いている。必要があれば、広域連合としても情報共有や検討を進めるとの答弁がありました。

次に、11ページの「広域観光リニアプロジェクト推進事業」では、遠山郷、下條村の道の駅整備、三遠南信道開通などを見据えて、南信州観光公社は今後の観光戦略をどう考えているのかとの質疑があり、地域連携DMOとしての観光公社に観光事業を担っていただいているので、観光公社と協議する機会において確認していくとの答弁がありました。

また、目標未達成の背景はどう捉えているのかとの質疑があり、目標指標は、地域の観光状況を踏まえて設定している。公社自体は努力をしているが、地域全体のコロナ禍からの回復が遅れ、目標に届かなかったとの答弁がありました。

さらに、ホームページ更新の遅れなど改善もある。南信州には多くの観光資源があるが、魅力発信が弱い。より突き抜けたPRをすべきとの意見があり、公社との確認の場で改善を求め、今後も魅力発信に努めたいとの答弁がありました。

そのほか、景観形成プロジェクト事業、南信州移住促進プロジェクト事業、産業振興と人材育成の拠点事業（施設整備・施設運営）、産業振興と人材育成の拠点事業（人材育成）、マーケティングの視点による持続可能な地域づくりプロジェクト事業、アリー

ナ機能を中心とする複合施設整備検討事業、南信州ナンバープレート推進事業、ICT環境整備利活用研究プロジェクト事業、及び道路整備等促進広域連携事業につきましては、特段の御意見はございませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

(竹村議長) 報告が終わりました。御質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

(竹村議長) 続いて、医療福祉委員会の報告を求めます。

医療福祉委員長、下平恒男議員。

(下平医療福祉委員長) 医療福祉委員会の協議結果について報告いたします。

11月21日に委員会協議会を開催し、当委員会が所管する8つの事業について協議した結果、執行機関が行った一次評価は全て妥当と評価いたしました。

委員会協議会の中で出された主な質疑について御報告いたします。

まず、6ページの「在宅医療・介護連携推進事業」では、広報誌において介護の魅力発信が目標に届かなかった理由はとの質疑があり、広報誌の原稿を依頼する事業者の決定が年度初めに間に合わなかったためとの答弁がありました。

また、8ページの「看護師等確保対策修学資金事業」では、修学資金貸与の対象として、看護師以外の医療職種への拡大を考えているかとの質疑があり、医療職のうち、特に医師・看護師の人材不足が課題とされるが、医師の確保には行政が直接関わりにくいことから、看護職の人材確保に注力している。また、介護職員の確保に係る県などの支援策について周知しているとの答弁がありました。

次に、19ページの「医療的ケア児等総合支援事業」では、次年度に向けた課題・問題点では、医療的ケア児等コーディネーターの存在が認知されるように、その取組について情報発信する必要があるとのことだが、具体的にどう取り組むのかとの質疑があり、まずは、圏域内に向けて広報誌やホームページ等で情報発信するとの答弁がありました。

また、関連機関との継続的な連携を図り、医療的ケアが必要な児・者の情報共有を行う必要があるとのことだが、関係機関とはどこかとの質疑があり、自治体をはじめ学校や福祉施設等で地域の支援チームを構成しており、この連携を強化していきたいとの答弁がありました。

また、整備した医療的ケア児・者台帳50人を把握したとのことだが、圏域内全てを把握したのかとの質疑があり、まずは、圏域内の行政が把握している医療的ケア児等の状況を把握することから始めている。今後は医療機関にも協力を求め、潜在的な児・者の把握に努めるとの答弁がありました。

次に、21ページの「老人ホーム入所調整事務」では、申込み取下げ410名の理由についての質疑があり、民間の特別養護老人ホームやグループホームへの入所、入院、死亡などによるものであるとの答弁がありました。

そのほか、飯田下伊那診療情報連携システム運営事業、介護認定審査会事務、市町村審査会事務、障がい者相談支援事業及び老人ホーム入所調整事務につきましては、特段の意見はございませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

(竹村議長) 報告が終わりました。御質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

(竹村議長) 続いて、消防環境委員会の報告を求めます。

消防環境委員長、福澤克憲議員。

(福澤消防環境委員長) 消防環境委員会の協議結果について報告をいたします。

11月21日に委員会協議会を開催し、当委員会が所管をする8つの事業について協議をした結果、執行機関が行った一次評価は全て妥当と評価をいたしました。

また事務事業、「圏域消防力の充実強化事業」の課題・方向性等については、資料ナンバー4の二次評価一覧表のとおり、委員会として意見を付しております。

委員会協議会の中で出された主な質疑について報告をいたします。

26ページの「圏域消防力の充実強化事業」では、遠隔地への配慮として4人を派遣していただくことは理解できたが、AEDの設置など、ほかに遠隔地への対応でしなければならないことがあるのではないかと質疑があり、消防職員が使用する専門的なAEDを所有しており、一般的なAEDは所有をしていない。AED設置は消防団の車両の搭載など、補助事業の活用で対応可能な場合があるので、まずは市町村で検討をお願いしたいとの答弁がありました。

また令和6年度は、消防17分以内到着を目指す、駐在の在り方を含め検討したとのことだが、派遣により17分以内到着が可能となるかとの質疑があり、職員の派遣は効率的かつ経済的な手法であり、派遣職員が消防活動や応急措置を行うことで、消防隊や救急隊の実質的な対応時間の短縮は可能であるとの答弁がありました。

また、想定される派遣職員の業務内容や地区との連携・調整についても評価を反映すべきとの質疑があり、令和6年度は検討段階で、想定業務内容を含め4村と調整を行っており、達成度や方向性は妥当であると考えているとの答弁がありました。遠隔地住民の安全確保の観点から、消防職員の駐在の取組を評価をし、実際の運用後に課題等が生じた場合は、引き続き丁寧な調整が必要であると集約をしたため、評価のコメントとして、遠隔地対策については、想定している派遣職員の業務内容も含め、当該地区と連携・調整を図ることと、意見を付すことといたしました。

その他、地域防災力強化と次世代育成事業、共同指令センター整備事業、災害対応力の充実強化事業、消防施設等の維持及び更新事業、ごみ中間処理施設運営管理事業、リサイクルセンター運営管理事業、及び飯田竜水園運営管理事業につきましては、特段の意見はございませんでした。

以上、報告とさせていただきます。

(竹村議長) 報告が終わりました。御質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

(竹村議長) 各常任委員長から報告のございました「行政評価について」は、事務事業進行管理表をもって、議会からの意見書として執行機関側に提出することといたします。

(5) 飯田広域消防本部から

(竹村議長) 次に、「飯田広域消防本部から」を議題といたします。

執行機関側の説明を求めます。

下平消防長。

(下平消防長) それでは、先々週の14日、議会開会日に当たりますが、この日に発生しました、救急車の交通事故に係る御説明と謝罪をさせていただきます。資料等はございません。口頭

にて失礼いたします。

事故発生日時ですが、11月14日金曜日、12時58分。場所につきましては、飯田市桐林地籍、国道151号線上になります。

概要ですが、70歳代の女性の傷病者及び担当医師を同乗させた転院搬送中の救急車が、川路方面から駄科方面に進行中、車両用防護柵、ガードパイプに救急車左前から左側面を衝突させてしまったものです。原因は、ガードレールを見誤ったもので、要因としては、一瞬の気の緩み、集中力不足があったと考えられます。

事故直後、安全な場所で停車をさせ、傷病者、同乗者ともにけががないことを確認させていただきました。また、けがについては、3日後の17日にも謝罪を兼ね両者に対し、体の変調などないかを確認させていただいておりますが、お二方とも変わらないことを確認させていただいております。また、この事故の衝撃により、傷病者の症状の悪化も幸いございませんでした。

事故によって保安部品である左上のウインカーが脱落してしまったため、自力走行での搬送を断念し、他の救急隊の出動を要請。出動計画に基づき、伊賀良消防署から応援出動させ、傷病者、医師に乗り換えていただいたの搬送となったため、事故発生時刻から応援救急隊が現場出発をした約20分間の遅延が生じてしまいました。

衝突したガードレールにつきましては、傷やパイプの曲がりが見認できましたので、管理者である長野県建設事務所のほうに通報しております。修理費用の請求等があれば損害賠償案件となりますので、議会等に報告をさせていただきます。

救急車につきましては、出動指令時に指令台の共同運用に伴う車両と指令台間での情報を共有する装置、AVMと呼んでおりますが、この付替えのため、事前調査に業者が対応中であったため、非常用の救急車で出動となっております。この非常用の救急車は既に18年を経過した車両で、板金工場のほうに修理依頼をしたのですが、リビルト品等を含め修理部品が確保できないということで、現在廃車の手続に移っております。

議員の皆様をはじめ圏域の住民の皆様には、このような多大な御迷惑と御心配をおかけすることになってしまい、誠に申し訳ございませんでした。今後、このようなことが起こらないよう、緊急自動車を運転する、そこの責任の重さを再確認、安全運転を行うため複数人での安全確認や指差呼称確認などを徹底させるとともに、機関員の再教育なども取り入れながら、信頼の回復に努めてまいりますので、引き続き消防行政に御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。このたびは、多大な御迷惑、御心配をおかけし、申し訳ございませんでした。

事故に係る説明及び謝罪につきましては、以上となります。

(竹村議長) 柄澤予防課長。

(柄澤予防課長) それでは、先ほど議決いただきました、林野火災注意報及び火災警報の改正後、住民へお伝えするためのリーフレットの配布について御説明をいたします。

お手元の資料ナンバー5-1、カラー刷りのリーフレットでございますが、こちらを御覧ください。表面から順に御説明をいたします。

まず、見出しに「飯田広域消防から重要なお知らせ」と題し、林野火災注意報の創設、火災警報の改正が行われる旨を記載してございます。

次に、大きく水色で3つの枠に区切り、一番上の枠につきましては、今回の創設と改正に至った経緯について記載してございます。中段の枠につきましては、どのような場

合に発令され、発令に伴いまして禁止される行為について御説明をしたところでございます。その下の段につきましては、中段で御説明させていただきました禁止行為の内容と、その行為に違反した場合の罰則について記載し、火災警報発令時の注意喚起を行ったところでございます。

続きまして、裏面を御覧ください。

裏面上段には、林野火災注意報及び火災警報発令時の基準を、図を用いましてお示しし、中段には、たき火を行う際の届出を呼びかけるとともに、たき火を行っているときに発令された場合の対応について記載し、その下段には、たき火を行う場合の手順として、確実に消火用具を準備していただき、安全に行っていただく注意喚起を記載させていただいたところでございます。

最下段には、たき火の届出先と飯田広域消防本部のホームページを御案内し、今回の改正の内容をさらに詳しい情報を提供させていただいたところでございます。

今回、住民の皆様にご配布いたしますリーフレットの説明につきましては、以上でございます。よろしくお願いたします。

(竹村議長) 新井専門幹。

(新井専門幹) それでは、多機能型消防ポンプ自動車の購入について、御説明いたします。お手元の資料ナンバー5-2を御覧ください。

初めに、資料につきまして、印刷したところ、位置ずれが発生し見にくい資料となっており、大変申し訳ございません。

1の経過ですが、飯田信用金庫が創立100周年を記念して、地域の防災対策を目的として北部5町村を通じて御寄附をいただき、多機能型消防ポンプ自動車を購入いたしました。

写真のとおり、令和7年9月20日(土)に行われた記念式典において、目録が渡されました。

裏面を御覧ください。

2の主要諸元については御覧のとおりでございまして、車両後部ドアに信金創立100周年ロゴマークと、車両後部に「信金号」と表示されております。

3の車両配置場所については、高森消防署に配置し、火災救助事案に出動し活用させていただきます。

4の車両名については、高森51号車となります。

5の運用開始につきましては、令和7年10月9日(木)から運用を開始しております。

多機能型消防ポンプ自動車の購入についての説明は、以上となります。

山岸警防課長。

(山岸警防課長) 熱中症による救急搬送における検証と今後の取組について、御報告いたします。資料ナンバー5-3を御覧ください。

熱中症疑いによる救急搬送の状況について御説明させていただきます。

令和7年度の熱中症疑いの搬送人員は123人で、昨年比20人の増加となります。

1枚おめくりください。資料ナンバー5-4を御覧ください。

5月1日から9月30日までの約4か月間、熱中症による救急搬送について調査を実施いたしました。期間中を月ごとに旬でまとめてグラフとしておりますが、棒グラフは

搬送人員、折れ線グラフは気温を表してございます。

1の(1)から(5)について御説明いたします。

今年の搬送人員については123人、昨年比20人の増加となっており、環境省が発表する暑さ指数、厳重警戒となる気温28度を超える時期から熱中症が発生し始め、最高気温が35度に迫る、または超えると搬送者が増加する傾向にあります。今年も平均気温が36.6度以上となった7月、8月で78人が救急搬送されております。

搬送者を年齢区分で見ますと、高齢者が82人で、昨年比14人増加しております。全体の約6割を占めております。また、発生場所区分では、屋内が55人で昨年比18人の増、屋外が68人で昨年比3人の増と、屋内と屋外で搬送者に大きな差はなく、傷病程度別では、軽傷及び中等症が全体の7割以上を占めております。

本年6月1日に労働安全衛生規則が改正されております。こちらについては、職場における熱中症による労働災害を防ぐための対策として、企業に対して体制の整備、手順の作成、関係者への周知というものが義務づけられております。

今年度の特徴としましては、エアコンの設置がない、または使用していない屋内での高齢者の熱中症疑いが19人と、全体の約2割となっております。1946年の統計開始以降、最も暑い夏であったことなど、気温の上昇により室内でも熱中症のリスクがさらに高くなっていることが要因として考えられております。

これらの検証を踏まえた今後の取組といたしまして、例年に引き続き、梅雨明け前からの熱中症予防の啓発活動に取り組むとともに、熱中症警戒アラートの発表に合わせて、市町村を通じた住民への広報及び高齢者の搬送が多いことから、各市町村の福祉担当部局と連携し、高齢者宅や通所施設等への予防広報に取り組んでまいります。

続きまして、高森消防署庁舎新築工事について御報告いたします。資料ナンバー5—5を御覧ください。

令和6年12月から開始されました、高森消防署庁舎新築工事の10月28日現在の進捗状況でございますが、庁舎棟の屋根工事が完了しております。また、庁舎棟の屋上アスファルト防水工事、防火水槽設置工事、内装仕上げ工事が現在行われております。

竣工につきましては、令和8年1月下旬で、工事は順調に進んでおります。今後も随時、進捗についての御報告をさせていただきます。

(竹村議長) 縄通信指令課長。

(縄通信指令課長) 令和7年度飯田・木曾消防指令センター整備事業の進捗状況について、御報告させていただきます。資料ナンバー5—6を御覧ください。

1のスケジュールを御覧ください。

令和7年6月から、はにかむべーす2階東側を消防指令センターに改修する工事を開始しました。10月31日に改修工事が完了しまして、11月から指令システムの構築工事が始まっております。今後は、令和8年2月に仮運用を行いまして、安定稼働を確認しましたら、令和8年4月1日から運用開始を目指してまいります。

2の工事の状況を写真で御覧ください。センター入り口の扉ですが、指令センターは119番通報など個人情報が多く、セキュリティを万全にするため、入り口は電子ロックで、解錠にはカードキーとして、関係者以外の出入りができないようにセキュリティを高めてあります。

事務室ですが、日勤者が4名執務できるスペースと打合せスペースを設置してござい

す。

指令室のスペースですが、指令システムがまだ設置されておりませんので、若干分かりにくいんですけども、全体的に前席部分と後席部分がありまして、段差があるつくりとなっております。これは、指令室の全面に約100インチモニターが4面設置されることから、前席と後席に段差を設けております。また、指令室をガラス越しに見学できるスペースを設けております。

仮眠室は個室で3部屋のほかに、女性専用仮眠室を設置し、合計4室でございます。機械室は、指令システムのサーバーなどが設置される予定でございます。

今後、指令システムを構築し設置された状況を進捗に合わせ、御報告させていただきます。

飯田広域消防からの御報告は、以上でございます。

(竹村議長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。よろしいですか。

(「なし」との声あり)

(竹村議長) なければ、説明のございました「飯田広域消防本部から」は、聞きおくことといたします。

(6) 令和8年南信州広域連合議会第1回定例会の日程案について

(竹村議長) 次に、「令和8年南信州広域連合議会第1回定例会の日程案について」を議題といたします。

書記長の説明を求めます。熊谷書記長。

(熊谷書記長) それでは、「令和8年南信州広域連合議会第1回定例会の日程案について」、御説明いたします。資料ナンバー6、令和8年南信州広域連合議会第1回定例会会議日程を御覧ください。

令和8年2月4日が告示及び議会運営委員会、12日が開会日、翌13日が一般質問の通告締切り、16日が総務産業委員会及び医療福祉委員会、19日が消防環境委員会、25日が閉会日となります。

会場につきましては、開会日、閉会日とも「はにかむべーす多目的ホール」で開催とします。現在、はにかむべーす2階において、飯田・木曾共同消防指令センター整備工事を進めており、その完成に合わせて、第1回定例会の閉会日に現地を御覧いただきたいと計画しております。当初の予定と異なりますので、お間違えのないようお願いいたします。

説明は以上です。

(竹村議長) 説明が終わりました。

御質疑はございませんか。

(「なし」との声あり)

(竹村議長) なければ、説明のございました「令和8年南信州広域連合議会第1回定例会の日程案について」は、説明のとおり進めさせていただきます。

その他、何かございますか。

熊谷書記長。

(熊谷書記長) それでは、本日配付資料で、右上に配付資料と書かれた「広域連合議会の視察研修実

施方法について」と書かれた資料を配付してございます。議員視察研修について方向性が決定されましたので御確認ください。

説明は以上です。

(竹村議長) ただいまの件につきまして御質疑はございませんか。よろしいでしょうか。

(「なし」との声あり)

(竹村議長) 執行機関側から何かございますか。よろしいですか。

5. 閉 会

(竹村議長) ないようですので、以上をもちまして全員協議会を閉会といたします。
お疲れさまでした。

閉 会 午後 2時48分